

療養費・海外療養費・移送費

●医療費を全額支払ったとき

次のような場合は、医療費の全額を医療機関に支払って
から、**こくほ**の窓口で申請してください。

市区町村が申請内容を審査し、申請が認められた場
合には、自己負担分を除く金額が療養費として後日支給
されます。

- ①急病などでやむを得ず保険証を持たずに受診したとき
- ②医師が必要と認め、コルセットなどの治療用装具をつ
くったとき
- ③医師が必要と認めた、柔道整
復・はり・きゅう・あん摩・マッサ
ージの施術を受けたとき

※協定または契約により施術者等が被
保険者等に代わって、療養費の支給
申請を行う仕組みを受領委任といいま
す。これにより、受領委任の取扱いを
している施術所では、被保険者は窓口
で自己負担分のみを支払います。



療養費の申請に必要なもの

保険証、世帯主の預金口座番号がわかるものな
ど。また上記①～③の事例に応じて次の書類が必
要となります。

- ①の場合:領収書、診療内容明細書
- ②の場合:領収書、医師の証明書
- ③の場合:領収書、医師の同意書、施術明細書

※①～③の場合には、マイナンバーカード(個人番号カー
ド)、またはマイナンバーの分かる書類と本人確認書類
をお持ちください。

※その他必要な書類については、事前に市区町村の窓口
にお問い合わせください。

●海外渡航中に医療機関にかかったとき

海外渡航中(治療目的で渡航した場合を除く)に急病やけがにより、やむを得ず治療を受けたときは、帰国後にこくほに申請することにより、審査で認められれば、海外療養費が支給されます。

※海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。また、治療目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。(ただし、海外での臓器移植については、やむを得ないと認められる場合は支給されます。)

海外療養費の申請に必要なもの

- 保険証、世帯主の預金口座番号がわかるものなど
- 医療機関などが作成した診療内容明細書及び領収明細書(外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文も必要)
- パスポート等(海外に渡航していたことが確認できる書類)
- 海外の医療機関などに照会する同意書 など
- マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーの分かる書類と本人確認書類

●移送の費用がかかったとき

医師の指示による、緊急的な重病人の入院や転院などの移送を行った場合、その移送にかかった費用をこくほに申請し、認められれば移送費が支給されます。

※通常の通院にかかる交通費などは支給の対象外です。

移送費の申請に必要なもの

- 保険証、世帯主の預金口座番号がわかるものなど
- 医師の意見書
- 領収書(移送の区間、距離、方法のわかるもの)
- マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーの分かる書類と本人確認書類